

成年後見制度における市町村長申立に関する 実務者協議ヒアリング

家族が結成した団体です



公益社団法人
全国精神保健福祉社会連合会

公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会(みんなねっと)の概要

1. 設立年月日:平成18年11月30日 特定非営利活動法人発足
平成22年 7月 1日 一般社団法人設立
平成22年12月22日 公益社団法人変更承認
2. 活動目的及び主な活動内容:
当法人は、広く一般市民を対象として精神障がい者の自立と社会参加の促進に資するための社会啓発及び広報活動、精神障がい者とその家族に対する相談・支援、並びに精神障がい者の社会参加等に関する調査研究・施策提言を行い、精神障がい者とその家族の福祉の増進に寄与することを目的としています。
【主な活動内容】
 - ・精神保健福祉の向上に資するための社会啓発、広報事業
 - ・精神障がい者とその家族に対する相談、支援事業
 - ・精神障がい者の社会参加を推進するための調査、研究事業
 - ・家族会活動の育成強化及び当事者活動の支援を図る事業
 - ・関係機関、団体との連絡、調整に関する事業
 - ・その他、当法人の目的を達成するために必要な事業
 - ・全国大会・ブロック研修大会の開催
 - ・機関誌の発行
3. 加盟団体数(又は支部数等): 46都道府県連合会 (山口県準備会オブザーバー)
4. 会員数:正会員46(山口県除く) グループ2(配偶者、子ども) 賛助会員10344
5. 機関誌:月刊11,000部発行 ; メールマガジン 2101通 ; Twitter 1004 ; LINE@822
6. 法人代表: 理事長 岡田久実子

市町村申立に関する意見等

【視点2】 地方自治体の市町村申立担当部局に求めることについて

- ・申し立て時に、該当者が真に利用対象者であることを決定(規程)する過程が明らかであること。
- ・後見が必要であるかどうか、または三類型のどれにあたるかは最終的に裁判所が判断すべき事項であるが、市町村申し立て担当部局は、人権侵害がないことを担保するに、判断に資する状況や症状の内容の説明、根拠・所見をできるだけ詳細に述べるべきである。

【視点3】 利用者やその家族の視点から見て、虐待事案等において、 親族への申立の意向調査が省略されることについてどのように感じるか

- ・意向が及ばないことについて、その責任が法律上の権限と実務上のかかわりが分かりにくい状況(グレーゾーン)に悩みながら関わっている現実があります。
- ・虐待事案の認定が、児童相談所なども含めて、非常に判断しにくく、実際に困っている事例があります。恣意的な意向調査の省略が行われる可能性はないのかとの指摘もあり、倫理や責任の所在を明確にすることが必要という意見もすくなくありません。
- ・意向調査を経ずに後見類型が開始された場合の対応の仕方などの意見を聞くことも必要ではないか。
- ・例えば、違いますが、関連することとして、精神保健福祉法の医療保護入院(非自発的な入院)について、保護者制度が廃止されて「保護者の同意」はなくなりましたが、「家族等の同意」となりました。が、運用の中ではほぼ保護者同意と変わらない状況だと感じています。この「保護者」には後見人、保佐人が入っており、「家族等」にかわってもこの点については変化がありません。後見人、保佐人の方に、医療保護入院の「同意」の経験があるか、「同意」についてどう考えているか。